

衆議院規則の一部を改正する規則案 新旧対照表

○ 衆議院規則

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第九十二条 各常任委員会の委員の員数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、議院の議決によりその員数を増減し、又はその所管を変更することができる。</p> <p>一〇十二 [略]</p> <p>十三 削除</p> <p>十四〇十七 [略]</p>	<p>第九十二条 各常任委員会の委員の員数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、議院の議決によりその員数を増減し、又はその所管を変更することができる。</p> <p>一〇十二 [略]</p> <p>十三 国家基本政策委員会 三十人</p> <p>1 国家の基本政策に関する事項</p> <p>十四〇十七 [略]</p>